

【令和6年度定期監査】

監査結果の公表

(県立病院局)

令和6年10月

鹿児島県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和6年度の定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月11日

鹿児島県監査委員	松菌 英昭
同	大菌 豊
同	おさだ康秀
同	松田 浩孝

第1 監査の概要

鹿児島県監査基準（令和2年3月24日監査委員告示第1号）に準拠し、以下のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

財務監査

2 監査対象機関の名称及び監査実施期間

別表のとおり

(参考)

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

3 監査の対象

令和5年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

4 監査の着眼点

監査に当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正に行われているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかの観点から実施した。

5 監査の実施内容

収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、1機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の5機関においては、次のとおり是正又は改善を要する6件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指摘事項 (法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの)

該当なし

文書注意事項 (指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの)

6件

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容
県立病院局	
県立病院課	診療報酬等における個人負担分の未収金（県全体）は9,922万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。
県民健康プラザ 鹿屋医療センター	診療報酬等における個人負担分の未収金は1,535万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。
大島病院	診療報酬等における個人負担分の未収金は3,643万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。
	過年度分の報償費を当年度に支出しているものがある。（16件 453,390円）
始良病院	診療報酬等における個人負担分の未収金は3,189万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。
薩南病院	診療報酬等における個人負担分の未収金は1,025万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。

(別表) 監査対象機関の名称及び監査実施期間

機 関 名		実 施 期 間
県立病院局	県立病院課 県民健康プラザ鹿屋医療センター 大島病院 始良病院 薩南病院 北薩病院	令和6年5月16日 ～ 7月30日

注 機関の県立病院の名称は、「県立」を省略して記載